

尾道市公民館団体登録利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公民館を広く市民に開放し、生涯学習の振興の拠点施設として、各種団体の健全な育成を図るとともに、公民館の円滑な運営に資することを目的とする。

(資格)

第2条 登録できる団体とは、公民館等を定期的に使用し、社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する内容について、学習活動を続けようとするものが、次の各号の要件を満たす団体をいう。

- (1) 団体の構成員は、原則として尾道市内に在住又は在勤、在学者であること。
- (2) 団体は、月に1回以上活動する団体であること。
- (3) 団体は、原則として5名以上で活動する団体であること。
- (4) 団体は、運営組織・活動内容・会費等について定めた会則があること。
- (5) 団体は、会員の加入脱退についての自由が保障され、常に公開平等の民主的運営が行われていること。

(申請)

第3条 登録しようとする団体は、尾道市公民館団体登録申請書類（様式1及び様式2）に必要事項を記入し、毎年指定する期日に公民館長に申請しなければならない。

(変更)

第4条 団体は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに公民館長に申し出て、申請書の内容を訂正しなければならない。

(承認)

第5条 公民館長は、団体登録申請書類を受理したときは、速やかに審査し、適当と認めた場合は、申請者にその旨通知するものとする。ただし、期間は1年以内とする。

(制限)

第6条 次の各号に該当する団体は、団体登録をすることができない。

- (1) 営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助する団体と認められるもの。
- (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する団体と認められるもの。
- (3) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する団体と認められるもの。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがある団体と認められるもの。

(申し込み事項の変更調整)

第7条 公民館運営事業により、登録団体が使用する使用時間・回数・部屋等については、公民館長が変更又は制限等調整ができるものとする。

(遵守事項)

第8条 公民館登録団体は、次の各号に留意して活動するものとする。

- (1) 申請内容に基づいた活動を促進すること。
- (2) 活動方法は会員相互の学習を基本とすること。
- (3) 登録団体の代表者は単なる当番ではなく、代表者としての自覚を持ち責任を果たすこと。
- (4) 登録団体の運営会費は可能な限り低額とし、講師謝金は、尾道市中央公民館の定例主催講座の謝金を参考とする。
- (5) 登録団体の指導者は、会員相互の学習の援助者として自覚を持って指導すること。
- (6) 登録団体の中から指導者が育つように努めること。
- (7) 公民館登録団体としての目的を逸脱しないように活動運営に留意すること。
- (8) 登録団体は、団体相互の連帯と円滑な運営を図るため研修会等に参加すること。
- (9) 人権意識の啓発活動に参加するとともに、人権尊重を活動の基本におくこと。
- (10) 尾道市公民館使用者心得を守ること。

(取消)

第9条 次の各号に該当するときは登録団体としての資格を取り消すことができる。

- (1) 登録団体が、無断で3か月以上公民館を使用しないとき。
- (2) 登録団体としての資格が欠けたとき。
- (3) 尾道市公民館使用者心得を守らないとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、公民館長が定める。

付 則

この要綱は、平成7年3月1日から適用する。

この要綱は、平成23年1月4日から適用する。